

VI 報告義務違反関係

非違行為等の分類・具体例		免職	停職	減給	戒告
1 虚偽報告	公務内外を問わず、事実をねつ造して虚偽の報告を行った教職員		○	○	○
2 報告義務違反	公務内外を問わず、非違行為を行ったにもかかわらず、その事実を隠ぺいするなど、報告義務を怠った教職員		○	○	○